⑫　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。

ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

⑬　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部）【施工者希望Ⅱ型】）の対象工事である。

⑭　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。

ただし、ＩＣＴ活用工事（施工者希望Ⅱ型）を希望した場合は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）は対象外とする。

⑮　本工事は、週休２日を推進するため、土日の現場閉所を原則とする完全週休２日（土日）（Ｉ型）を実施する試行工事である。

⑯　本工事は建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

⑰　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

⑱　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑲　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

⑳　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

㉑　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

(8)　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

(9)　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成22年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが、下記①の実績を有すること。

①　ＰＣ橋上部工工事で、次の(a)から(e)の要件を満たす施工実績。

(a)　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式がＰＣ橋（ラーメンまたは連続箱桁形式）の新設工事であること。

(c)　最大支間長が50m以上であること。

(d)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

(e)　施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一橋梁であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)から(d)の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(e)「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

(5)　次に掲げる基準を満たす主任技術者、監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

なお、本公告において申請できる技術者は上限２名とする（上記１で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は上限２名とする。）。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ｱ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(ｱ)　①工事規模　ＰＣ橋上部工工事で、次の(a)から(e)の工事規模の技術者として従事した経験を有すること。

(a)　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式がＰＣ橋（ラーメンまたは連続箱桁形式）の新設工事であること。

(c)　最大支間長が50m以上であること。

(d)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

(e)　施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一橋梁であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また上記(a)から(d)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(e)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

②従事期間　上記①の工事に従事した期間が、全工期（準備・後片付け期間を除く）の１／２以上、または、365日以上であること。

(ｲ)　専任補助者を配置する場合の(ｱ)に代わる施工経験（代要件）　専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ｱ)または(ｲ)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記２(2)に示す「プレストレスト・コンクリート工事」とする。